

新潟市中間技術検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市請負工事の監督及び検査要綱（以下「監督及び検査要綱」という。）第7条第2項 に規定する中間技術検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、工期が概ね6か月以上で、次の各号に該当するものとする。

(1) 別表第1に該当する工事で、概ね工事の中間期又は完了時点では不可視又は手直しの困難なもの。

(2) 別表第2に該当する工事で、検査担当課長が必要と認めたもの。

(検査結果の取扱い)

第3条 中間技術検査で確認した出来形部分について、別に定める監督及び検査要綱第6条第1号から第4号で規定する検査時において、確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合は、この限りでない。

(受注者への周知)

第4条 中間技術検査を実施しようとする場合、発注者はあらかじめ、特記仕様書及び施工条件総括表に明示するなど、受注者に対して周知に努めなければならない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、検査担当課長が別に定める。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 7 月 15 日から施行する。

別表第 1

主要工種等		対象工事	工事種別及び規模等	備考
土木工事	共通	基礎工	場所打ち杭工、既製杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管井筒基礎工	日程は、検査員との協議による
		地盤改良工	バーチカルドレーン工、締め固め改良工、固結工、先行盛土（工事しゅん工時に確認できないもの）	
	河川	水門樋門、堰、排水機		
	港湾、海岸	ケーソン工、セルラー工、捨石工		
	道路	橋梁下部工	橋台又は橋脚の高さが 5 m 以上、橋長 15m 以上又は全幅 10 m 以上のいずれかに該当するもの	
		橋梁上部工（H 形鋼橋を除く）	仮組立て又は数値組立て、支承工	
		橋梁修繕工	塗装、耐震補強、桁又は床版補修等で上記橋梁下部工の規模に該当するもの	
		法面工	植生工（植生基材吹付工）、法面吹付工、法枠工、アンカー工で概ね 1,000 m ² 以上のもの	
		トンネル工（NATM）	支保工、覆工、インバート工	
	下水道	シールド工		
		中大口径（800mm 以上）推進工		
		長スパンボックスカルバート工		
		終末処理場及びポンプ場の土木施設		

主要工種等		対象工事	工事種別及び規模等	備 考
建築工事 (改築工事を含む)	建築	延べ面積（改修工事共）が概ね1,000㎡以上の建物で右記の規模に該当するもの	鉄筋コンクリート造 鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造 大スパン構造物 杭地業を有する工事 山留工事を含む工事 その他構造上等で重要な工事	杭工事及び地中梁の配筋完了時、各階配筋の建て方完了時、鉄骨工事の建て方完了時で日程は、検査員との協議による
	電気設備	建築に準ずる	地中埋設部及び各階の天井等隠蔽部の工事	日程は、検査員との協議による
	機械設備	建築に準ずる	地中埋設部及び各階の天井等隠蔽部の工事 床暖房配管等の工事	
	共通		足場撤去後、確認が困難となる工事	

主要工種等		対象工事	工事種別及び規模等	備 考
全工事共通	特殊工法、新技術、新材料を採用した工事			日程は、検査員との協議による

別表第2

全工事共通	
(1)	著しく低価格で落札した工事
(2)	過去の請負工事において工事成績評定点が著しく低い点数で評定を受けたことのある受注者が施工する工事
(3)	その他